

保育所におけるエピペンの使用について

1 今までの経緯

- 平成21年3月2日 「救命救急処置の範囲等について」の一部改正について
(医政局指導課長通知)

アナフィラキシーショックで生命が危険な状況にある傷病者があらかじめエピペンを処方されている場合、救命救急士はエピペン使用が可能

- 平成21年7月6日 医政局医事課長宛に文部科学省スポーツ・青少年学校健康教育課長より「医師法第17条の解釈について」の照会
その場に居合わせた教職員が、本人が注射できない場合、本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないと認められるため医師法違反にならない

2 学校等の取り組み

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

財団法人 日本学校保健会

監 修 文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課

- ・ エピペンは本人若しくは保護者が自ら注射する目的で作られたもの・・・医師から注射の方法やタイミングは医師から処方される前に十分に指導を受けている。
- ・ 投与のタイミングは、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状のうちに注射するのが効果的
- ・ エピペンの注射は法的には「医行為」であるが、児童自身が注射できない場合、その場に居合わせた教職員が、本人が注射できない場合、本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないと認められるため医師法違反にならない。

■教職員全員の共通理解

■エピペンの管理

学校の実情に応じて主治医、学校医、学校薬剤師等の指導の下、保護者と十分に協議して、その方法を決定する。方法の決定にあたって、「学校が対応可能な事柄」「学校における管理体制」「保護者が行うべき事柄（有効期限、破損の有無の確認）」などを関係者が確認すること。

- ・プレショック状態の際は、緊急に医療機関を受診する必要がある。その際に30分以内に投与することが患者の生死を分けるといわれている。救急搬送時間を考慮し、児童施設や学校で投与が必要になる場合がある。

■エピペンの運用と管理

- ・保管は子ども自身が行うことが原則
- ・子どもが低年齢で管理上の問題等の理由により、保護者から薬の保管を求められた場合、保護者を交えて管理者と検討する必要がある。
- ・エピペンを児童施設や学校で管理する場合、保護者との面接時に緊急時対応を十分に認識し、「緊急時個別対応カード」を作成することが必要である。
- ・エピペンの使用は、子どもが行うことが原則である。

■エピペン管理運用におけるポイント

職員全員が、

- ・エピペンの保管場所を知っていること
- ・エピペンの接種するタイミングと方法を知っていること
- ・エピペンや緊急対応時に必要な書類一式の保管場所を知っていること

3 保育所におけるエピペンの使用について（案）

- 子どもや保護者自らがエピペンを管理、接種することが基本であるが、保育所においては低年齢の子どもが自ら管理、接種することはできないため、アナフィラキシーが起こった場合、園医又は医療機関への搬送により、救急処置ができる体制をつくっておくことが必要である。
- しかしながら、ショック状態に陥った場合等の緊急時には、その場にいる保育者が接種することが必要となることから、緊急時には、保育者が打つことも想定の上、保育所職員全員の理解と保護者、園医との十分な協議、連携のもとに保管等の体制を整える。
- また、保護者からのエピペンの管理の依頼や緊急時の対応について、確認できる書類を作成し、定期的に内容については、確認をする。